研究実績	イ　次の(1)から(4)までのうち二以上に該当すること。 (1)　発明者として特許を受けた発明が一件以上あること。 (2)　外国政府から補助金、競争的資金その他の金銭の給付を受けた研究に三回以上従事したことがあること。 (3)　我が国の機関において利用されている学術論文データベース（学術上の論文に関する情報の集合物であって、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。以下同じ。）に登録されている学術雑誌に掲載されている論文（当該外国人が責任を持って論文に関する問合せに対応可能な著者（以下「責任著者」という。）であるものに限る。）が三本以上あること。 (4)　(1)から(3)までに該当しない研究実績で当該外国人が申し出たものであって、これらと同等の研究実績として、関係行政機関の長の意見を聴いた上で法務大臣が認めるものがあること。	二十五	
	ロ　イの(1)から(4)までのいずれかに該当すること（イに該当する場合を除く。）。	二十	
特別加算	イ　契約機関が中小企業（中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）であって、かつ、イノベーションの創出（研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成二十年法律第八十三号）第二条第五項に規定するイノベーションの創出をいう。以下同じ。）の促進に資するものとして法務大臣が告示をもって定める法律の規定に基づく認定若しくは承認を受けていること又は補助金の交付その他の支援措置であってイノベーションの創出の促進に資するものとして法務大臣が告示をもって定めるものを受けていること。	二十	
	ロ　契約機関が、イノベーションの創出の促進に資するものとして法務大臣が告示をもって定める法律の規定に基づく認定若しくは承認を受けていること又は補助金の交付その他の支援措置であってイノベーションの創出の促進に資するものとして法務大臣が告示をもって定めるものを受けていること（イに該当する場合を除く。）。	十	
	ハ　法第七条の二第一項、第二十条第二項、第二十一条第二項若しくは第二十二条の二第二項（法第二十二条の三において準用する場合を含む。）の規定による申請、法第十一条第三項若しくは第四十九条第三項の規定による裁決又は法第六十一条の二の二第二項の規定による許可の日（以下「申請等の日」という。）の属する事業年度の前事業年度（申請等の日が前事業年度経過後二月以内である場合は、前々事業年度。以下同じ。）において契約機関（中小企業に限る。）に係る試験研究費等比率（一事業年度における試験研究費及び開発費（法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第一項第三号に規定する開発費及び新たな事業の開始のために特別に支出する費用をいう。）の合計額の収入金額（総収入金額から固定資産又は法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第二十一号に規定する有価証券の譲渡による収入金額を控除した金額をいう。）に対する割合をいう。以下同じ。）が百分の三を超えること。	五	
	ニ　従事する業務に関連する外国の資格、表彰その他の高度な専門知識、能力又は経験を有していることを証明するものであって、イノベーションの創出の促進に資するものとして関係行政機関の長の意見を聴いた上で法務大臣が認めるもの（この表の研究実績の項に該当するものを除く。）があること。	五	
	ホ　本邦の大学を卒業し又は大学院の課程を修了して学位を授与されたこと。	十	
	ヘ　幅広い場面で使われる日本語を理解することができる能力を有していることを試験により証明されていること又は日本語を専攻して外国の大学を卒業したこと。	十五	

二　法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号ロに掲げる活動を行う外国人であって、次の表の上欄に掲げる項目に係る同表の中欄に掲げる基準（年収の項にあっては、当該時点における当該外国人の年齢が三十歳未満のときは同項のイからトまで、三十歳以上三十五歳未満のときは同項のイからヘまで、三十五歳以上四十歳未満のときは同項のイからホまで、四十歳以上のときは同項のイからハまでに掲げる基準）に応じ、同表の下欄に掲げる点数を合計したものが七十点以上であり、かつ、契約機関及び外国所属機関から受ける報酬の年額の合計が三百万円以上であること。

項目	基準	点数
学歴	イ　博士の学位を有していること。	三十
	ロ　経営管理に関する専門職学位を有していること（イに該当する場合を除く。）。	二十五
	ハ　修士の学位又は専門職学位を有していること（イ又はロに該当する場合を除く。）。	二十
	ニ　大学を卒業し又はこれと同等以上の教育を受けたこと（イからハまでに該当する場合を除く。）。	十
職歴	イ　従事する業務について十年以上の実務経験があること。	二十
	ロ　従事する業務について七年以上十年未満の実務経験があること。	十五
	ハ　従事する業務について五年以上七年未満の実務経験があること。	十
	ニ　従事する業務について三年以上五年未満の実務経験があること。	五
年収	イ　契約機関及び外国所属機関から受ける報酬の年額の合計が千万円以上であること。	四十
	ロ　契約機関及び外国所属機関から受ける報酬の年額の合計が九百万円以上千万円未満であること。	三十五
	ハ　契約機関及び外国所属機関から受ける報酬の年額の合計が八百万円以上九百万円未満であること。	三十
	ニ　契約機関及び外国所属機関から受ける報酬の年額の合計が七百万円以上八百万円未満であること。	二十五
	ホ　契約機関及び外国所属機関から受ける報酬の年額の合計が六百万円以上七百万円未満であること。	二十
	ヘ　契約機関及び外国所属機関から受ける報酬の年額の合計が五百万円以上六百万円未満であること。	十五
	ト　契約機関及び外国所属機関から受ける報酬の年額の合計が四百万円以上五百万円未満であること。	十
年齢	イ　年齢が三十歳未満であること。	十五
	ロ　年齢が三十歳以上三十五歳未満であること。	十
	ハ　年齢が三十五歳以上四十歳未満であること。	五